

農業分野における多様な担い手確保事業公募要領
(外国人材確保のための支援)

1 補助制度の内容

(1) 補助金名

農業分野における多様な担い手確保事業費補助金（外国人材確保のための支援）

(2) 補助金交付の目的

人口減少の影響を受け、全国的に人手不足が進行しており、農業においても、従事者不足が急激に進むことが懸念されています。そこで、外国人材や女性、中高年、障がい者といった多様な人材による労働力の確保が重要となっています。多様な人材が農業をしやすい環境整備を補助することで、農業における労働条件の改善を図り、魅力ある産業として多様な働き手の確保・定着を促進します。

(3) 補助事業の内容

特定技能外国人の受け入れに係る経費について補助

(4) 補助金額

特定技能外国人 1 人につき10万円以内とします。ただし、補助対象経費が 1 人当たり10万円に満たない場合は、当該補助対象経費（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助金額とします。なお、補助金の交付は、1 事業者につき補助対象外国人材 3 人までとします。

(5) 補助対象者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく三重県内の認定農業者であって、補助対象外国人材を雇用する者としてします。対象となる外国人材は、事業実施主体に雇用され、令和 7 年 4 月 1 日以後に就業した特定技能外国人としてします。ただし、既に事業実施主体が受け入れている技能実習生を特定技能外国人として雇用する場合は、対象外とします。

2 申請手続

事業の活用を希望される方は、令和 7 年 8 月 22 日（金）17 時（必着）まで

に、以下の書類を持参、郵送またはEメールで管轄の県農林事水産（農政・農林）事務所へ提出願います。郵送またはEメールで提出される場合は、必ず電話にて到達をご確認ください。

（１）提出資料

- ① 農業分野における多様な担い手確保事業実施要領（外国人材確保のための支援） 別記様式１（事業実施計画書の提出について）
- ② 農業分野における多様な担い手確保事業実施要領（外国人材確保のための支援） 別紙１（事業実施計画書）
- ③ ②に必要な添付書類
- ④ 農業分野における多様な担い手確保事業実施要領（外国人材確保のための支援） 別記様式２（役員等に関する事項）

*「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」により、補助事業等の適正な執行を確保するため、補助金等の交付決定を行うに当たり、法人等又はその役員等が暴力団関係者に該当する者か否か確認します。申請者が個人であっても提出が必要です。

（２）提出先・お問合せ先

申請者の所在地	管轄する県事務所
いなべ市、桑名市、 木曽岬町、東員町	桑名農政事務所 農政室 地域農政課 〒511-8567 桑名市中央町 5-71（三重県桑名庁舎 2 階） TEL:0594-24-7421 FAX:0594-24-3695 E-mail:wnosei@pref.mie.lg.jp 担当：服部
四日市市、鈴鹿市、 亀山市、菰野町、 朝日町、川越町	四日市農林事務所 農政室 地域農政課 〒510-8511 四日市市新正 4-21-5（三重県四日市庁舎 4 階） TEL:059-352-0629 FAX:059-352-0628 E-mail:ynorin@pref.mie.lg.jp 担当：種村
津市	津農林水産事務所 農政室 地域農政課 〒514-8567 津市桜橋 3-446-34（三重県津庁舎 3 階） TEL:059-223-5102 FAX:059-223-5151 E-mail:tnorin@pref.mie.lg.jp 担当：萩原
松阪市、多気町、 明和町、大台町	松阪農林事務所 農政室 地域農政課 〒515-0011 松阪市高町 138（三重県松阪庁舎 4 階）

	TEL:0598-50-0515 FAX:0598-50-0623 E-mail:mnorin@pref.mie.lg.jp 担当：岡田
伊勢市、鳥羽市 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	伊勢農林水産事務所 農政室 地域農政課 〒516-8566 伊勢市勢田町 628 番地 2（三重県伊勢庁舎 2 階） TEL:0596-27-5164 FAX:0596-27-5254 E-mail:inorin@pref.mie.lg.jp 担当：中居
伊賀市、名張市	伊賀農林事務所 農政室 農業振興課 〒518-8533 伊賀市四十九町 2802（三重県伊賀庁舎 5 階） TEL:0595-24-8141 FAX:0595-24-8146 E-mail:gnorin@pref.mie.lg.jp 担当：亀田
紀北町、尾鷲市	尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室 地域農政課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号（三重県尾鷲庁舎 5 階） TEL: 0597-23-3498 FAX:0597-23-0683 E-mail:onorin@pref.mie.lg.jp 担当：中西
熊野市、御浜町、 紀宝町	熊野農林事務所 農政室 地域農政課 〒519-4393 熊野市井戸町 371（三重県熊野庁舎 4 階） TEL:0597-89-6122 FAX:0597-89-6138 E-mail:knorin@pref.mie.lg.jp 担当：瀧田

（３）提出部数（持参、郵送の場合）：２部

（４）提出に当たっての注意事項

- ・提出された事業実施計画書等は返却しません。
- ・事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しないものが提出した事業実施計画書等は無効とします。

３ 事業実施（補助金申請）に当たっての注意事項等

（１）事業申請

- ・補助対象となる外国人材は、令和 7 年 4 月 1 日以後に就業した特定技能外国人とします。

（２）事業実施中

- ・事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。

（３）事業終了後

- ・事業実施後、完了報告書及び実績報告書の提出が必要です。
- ・事業完了時点で補助対象外国人材が1カ月以上継続して就業していることがわかる書類の提出が必要です。
- ・事業実施後、経費について支払ったことがわかる資料を確認します。
- ・補助事業に関する関係書類は事業完了後5年間（令和7年度完了分は令和13年3月末日まで）必ず保管してください。

※補助事業者等が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用するなど交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反した場合などは補助金の返還を求めます。

4 事業の審査について

- (1) 公募の締め切り終了後、速やかに県で審査を実施し、事業の採択を決定します。
- (2) 審査により、適当と認められた事業実施計画書について、配分基準表（実施要領 別添1）に基づき、成果目標のポイントが上位の計画から、予算の範囲内において採択をするものとします。
- (3) 審査の結果、採択されない場合があります。
- (4) 予算に限りがあるため、審査の結果によっては補助金を減額することがあります。

5 補助金手続の流れ

時期	実施内容
令和7年7月25日（金）	【県】事業活用の公募開始
令和7年8月22日（金） 17時〆切	【申請者】必要資料の提出 事業実施を希望する者は、必要資料を県農林事水産（農政・農林）事務所へ提出してください。
令和7年 8月下旬～9月中旬	【県】審査を実施 提出された事業実施計画書について審査を行い、事業の採択を決定し、その結果を申請者に通知します（審査及び暴力団関係者に該当する者か否かの照会に2週間程度要します）。
上記採択通知から2週間以内	【事業実施主体】交付申請書の提出 採択された事業者は、交付申請書を県に提出してください。
9月中旬以降	【県】交付決定の実施 申請内容を審査し、補助金の交付決定を行い通知

	します。
令和8年3月13日（金） 17時〆切	【事業実施主体】完了報告書及び実績報告書の提出 事業完了（雇用後1カ月以上継続して就業）から 起算して、15日以内に提出してください。ただし、 交付決定前に事業完了していた場合は、交付決定の あった日から15日後までに提出してください。
この他、事業実施要領や補助金交付要綱等に基づき、補助金請求や変更申請を適 時行ってください。	